

(案)

契 約 書

新潟県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）
とは、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、新潟県立新潟よつば学園の通学用車両借り上げ仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき車両を乙から借り上げ、乙は仕様書及びこの契約書の定めるところにより、誠実に貸し出しを行うものとする。

（契約期間）

第2条 令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 第1条に定める借り上げ料の額は次のとおりとする。
ジャンボタクシー1台 1回 当たり 金 _____ 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 _____ 円を含む。）

（借り上げ料の支払方法）

第4条 乙は、1か月ごとに運行実績を取りまとめ、前月分を甲に請求するものとする。
2 甲は、適正な請求書を受理したときから起算して30日以内に乙に支払うものとする。

（権利の譲渡等の制限）

第5条 乙は、第三者にこの契約に定める権利を譲渡することができないものとする。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は契約を解除することができるものとする。
(1) 乙がこの契約に違反したとき又は甲が契約の履行が不完全であると認めたとき。
(2) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
(3) 乙が甲に対し、正当な理由により契約の解除を申し出たとき。
2 前項第1号又は第2号の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

第7条 甲は、前条に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。

(案)

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行った場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該排除措置命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行った場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から 6 箇月間又は当該課徴金納付命令の日から 1 年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 乙が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 乙が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めるとき。
- 2 甲は、前条又は前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は打ち切ることができる。
- (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(案)

(6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

3 前2項の規定により契約が解除された場合において、乙に損害が生じたとしても、甲は損害賠償の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第8条 乙は、第6条第1項第1号若しくは第2号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に該当するときは、甲の請求する損害賠償金を甲に支払わなければならない。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月 日

新潟市東区竹尾2丁目2番1号

甲 新潟県

新潟県立新潟よつば学園

校長

乙